

多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）策定経過

項目	年月日	内 容
第1回委員会	平成27年8月17日	委員会設置要綱の説明 見直しの趣旨と委員会スケジュール 聖蹟桜ヶ丘地域における計画路線の見直しについて 各課への意見・要望照会の決定
第2回委員会	平成27年10月8日	聖蹟桜ヶ丘地域における計画路線の見直しについて 各課からの要望事項等の報告（事務局説明）
第3回委員会	平成27年11月5日	各課からの要望事項等に対する対応について 関連事業に関する各課との調整結果報告（事務局説明） 聖蹟桜ヶ丘地域以外の計画路線の見直しについて 計画策定から10年間の成果の報告（事務局説明）
第4回委員会	平成27年11月19日	関連事業に関する各課との調整結果報告（事務局説明） パブリックコメントの実施に向けた多摩市道路整備計画の見直し案（計画路線図及び計画路線一覧表、見直し方針）について 見直し案の委員会決定
経営会議	平成27年11月24日	多摩市道路整備計画の見直し案について
生活環境常任委員会	平成27年12月14日	多摩市道路整備計画の見直し案について（報告）
パブリックコメント	平成28年1月14日 ～平成28年1月28日	多摩市道路整備計画見直し案に対する市民意見募集／ 「たま広報1月1日号」、公式ホームページ
市民説明会	平成28年1月20日	「多摩市道路整備計画」の見直しについて (関・一つむぎ館第一会議室)
第5回委員会	平成28年2月17日	パブリックコメントに対する対応について 多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）(案)の委員会決定
経営会議	平成28年3月2日	多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）の決定について
市長決裁	平成28年3月7日	多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）の決定
生活環境常任委員会	平成28年3月23日	多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）の決定について（報告）

「多摩市道路整備計画見直し検討委員会」

多摩市道路整備計画見直し検討委員会名簿

委任期間 平成 27 年 7 月 2 日～平成 28 年 3 月 31 日

職名	氏名	摘要
都市整備部道路交通課長	森田 佳宏	委員長
企画政策部都市政策担当課長	飯箸 俊一	副委員長
総務部防災安全課長	萩生田 利政	
健康福祉部障害福祉課長	伊野 元康	
都市整備部都市計画課課長	村田 正実	
都市整備部交通対策担当課長	串田 邦夫	
都市整備部下水道課長	三雲 雅明	
教育部学校支援課長	田島 元	

多摩市告示第386号

多摩市道路整備計画見直し検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成27年 7月 2日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市道路整備計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市道路整備計画を見直し、改定するため、多摩市道路整備計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩市道路整備計画の見直しに係る調査検討及び素案の作成に関する事項。
- (2) その他多摩市道路整備計画の見直しに当たって、多摩市長が必要と認める事項に関する事項。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は都市整備部道路交通課長をもって充て、副委員長は企画政策部都市政策担当課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

企画政策部都市政策担当課長	総務部防災安全課長	健康福祉部障害福祉課長
都市整備部都市計画課長	都市整備部道路交通課長	都市整備部交通対策担当課長
都市整備部下水道課長	教育部学校支援課長	